

北上市告示甲第10号

北上市がん対策基金活用事業実施要綱（平成21年北上市告示甲第10号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日前までに購入し、又は借入した緩和ケア用品及び頭髪補正具の助成については、なお従前の例による。

令和6年3月8日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前		改正後	
<p>（緩和ケア用品購入等の助成）</p> <p>第3 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 緩和ケア用品助成金の額は、次の各号による額を合算した額とする。ただし、患者1人当たりの緩和ケア用品助成金（第1号に限る。<u>以下この項において同じ。</u>）の限度額は<u>5万円とし、当該助成金の交付決定額が5万円に達したとき、又は最後に交付決定を受けたときから3年を経過するまでは、新たな緩和ケア用品助成金の申請はできない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>別表第1（第3関係）</p>		<p>（緩和ケア用品購入等の助成）</p> <p>第3 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 緩和ケア用品助成金の額は、次の各号による額を合算した額とする。ただし、患者1人当たりの緩和ケア用品助成金（第1号に係るものに限る。）の限度額は、<u>1年度当たり10万円とする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>別表第1（第3関係）</p>	
種別	緩和ケア用品	種別	緩和ケア用品

介護用品（購入に限 る。）	入浴用いす
	腰掛便座
	[略]
[略]	

別表第2（第5関係）

補正具	補助限度額
[略]	
頭髪補正具	<u>30,000</u>

様式第5号（第5関係）

[略]

[略]				
内訳	経費 (円)	左記×0.9 (円)	助成限度 額 (円)	助成額 (円)
頭髪補正具			<u>30,000</u>	
[略]				
[略]				

介護用品（購入に限 る。）	入浴用いす
	<u>浴槽内いす</u>
	腰掛便座
	[略]
[略]	

別表第2（第5関係）

補正具	補助限度額
[略]	
頭髪補正具	<u>40,000</u>

様式第5号（第5関係）

[略]

[略]				
内訳	経費 (円)	左記×0.9 (円)	助成限度 額 (円)	助成額 (円)
頭髪補正具			<u>40,000</u>	
[略]				
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。